

豊川市公契約条例が適用されます

本案件（指定管理協定）は豊川市公契約条例に規定する特定公契約となるため、以下の手続等が必要になりますのでご留意ください。

1 労働環境確認書の提出

労働環境の確認のため、契約締結後7日間以内に労働環境確認書を契約検査課まで提出してください。

2 労働報酬下限額の設定

本案件に従事する労働者に対し、労働報酬下限額以上の賃金その他の労働報酬を支払わなければなりません。なお、基本協定締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる協定内容の変更が行われない場合は、労働報酬下限額が改定された場合でもその適用を受けず、指定期間終了まで当初の労働報酬下限額を適用します。ただし、指定期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額を支給しなければなりません。

また、基本協定締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる協定内容の変更を行う場合は、当年度の労働報酬下限額を支給していただくこととなります。

【指定管理協定：参考】

令和6年度における労働報酬下限額	1,038円（1時間あたり）
------------------	----------------

【問合せ先】 豊川市役所 総務部契約検査課 契約係 電話：0533-89-2178